

第31回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 令和2年3月26日(木)
午後2時20分～午後4時20分

2、開催場所： 本部町役場(2階会議室)

3、出席委員 (6人)
会 長 7番 知念 一義
委 員 1番 渡久地 真吾 5番 大城 綱徹
2番 喜納 キミ子 6番 太田 守隆
3番 高良 久

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第152号	農地利用集積計画(案)に係る決定について(貸借)
議案第153号	農地利用集積計画(案)に係る決定について(所有権移転)
議案第154号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第155号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第156号	非農地証明願いについて
議案第157号	農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積について
議案第158号	平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)にかか る意見決定について
議案第159号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

6、農業委員会事務局

事務局長 安里 孝夫

農地担い手支援班長 比嘉 貴哉

7、会議の概要

議長 　ただ今から第31回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局より報告をお願いします。

事務局 　全員、出席しております。

議長 　事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

　　会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。

議長 　（異議なしの声あり）
異議がございませんので議事録署名員は3番委員と5番委員をお願いします。
書記は事務局職員をお願いします。

　　会議についてお諮りします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
異議がございませんので、本日一日限りと致します。

議長 　それでは議案に入ります。

議長 　議案第152号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)議案と致します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 　議長よりご指名いただきましたので、ご説明させていただきます。

　　議案第152号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の
意見を求めます。

　　1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

　　番号1番 嘉津宇199-1(1,390㎡) 登記、現況共に畑
利用権を設定する者:本部町在住A氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住B氏
利用権の設定期間:10年間の使用貸借権の設定
添付資料説明

　　番号2番 伊豆味1966の一部(550㎡) 登記、山林原野 現況、畑
　　" 2109-1(443㎡) 登記現況共に、畑 合計面積993㎡
利用権を設定する者:名護市在住C氏
利用権の設定を受ける者:名護市在住D氏
利用権の設定期間:10年間の使用貸借権の設定
添付資料説明

　　以上で説明を終わります。

議長 　説明が終わりましたので審議に入ります。
質問や意見がありましたらお願いします。

議長 　質問がないようですので、進めてもよろしいでしょうか。
（異議なしの声あり）
それでは、議案第152号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
（異議なしの声あり）
異議なしとのことですので、議案第152号は可決決定致します。

議長 議案第153号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第153号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の
意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 備瀬1731-1 登記現況共に、畑 面積453㎡
譲渡人:宜野湾市在住E氏
譲受人:農地利用集積円滑化団体F
権利種別:所有権移転
添付資料説明

番号2番 具志堅578 登記現況共に、畑 面積264㎡
譲渡人:大阪府在住G氏
譲受人:農地利用集積円滑化団体F
権利種別:所有権移転
添付資料説明

番号3番 備瀬1732-1 登記現況共に、畑 面積61㎡
譲渡人:本部町在住H氏
譲受人:農地利用集積円滑化団体F
権利種別:所有権移転
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

では、議案第153号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第153号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第154号農地法第3条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第154号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条の
規定による許可及び同法施行令第2条第1項の規定により農業委員会の可否の
意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 備瀬770 登記現況共に、畑 面積153㎡
備瀬1592 登記現況共に、畑 面積536㎡ 合計689㎡
譲渡人:那覇市在住I氏
譲受人:本部町在住J氏
権利種別:所有権移転
申請事由:規模拡大
添付資料説明

番号2番 石川13 登記現況共に、畑 面積1067㎡
譲渡人:豊見城市在住K氏
譲受人:本部町在住L氏
権利種別:所有権移転
申請事由:規模拡大
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第154号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第154号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第155号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第155号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の
規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の
規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 瀬底3299 登記、畑 面積1,682㎡
譲渡人:本部町在住M氏
譲受人:神奈川県にある株式会社N
転用目的:宿泊施設
転用理由:新たにホテル事業を行うため、立地の良い当該地にホテルを建築したい。
農地区分:第二種農地

番号2番 大浜361 登記、畑 面積78㎡
譲渡人:宜野湾市在住O氏
譲受人:本部町にある株式会社P
転用目的:宿泊施設(追認案件)
転用理由:簡易宿泊所として利用したいため。
農地区分:第二種農地

番号3番 備瀬269-1 登記、畑 面積684㎡
譲渡人:本部町在住Q氏
譲受人:名護市在住R
転用目的:一般個人住宅
転用理由:現在借家住まいであり、自己住宅にて高齢の父親の介護をするため。
農地区分:第二種農地

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

1番委員 補足説明します。
番号1番は、事前着工等特に問題はないようでした。
番号2番は、説明のとおりすでに着工されていましたが、始末書などが提出されていること

や該当部分については許可が下りるまで工事を停止してもらい、手続きをしてもらいたいと思います。

番号3番は、農業振興地域農用地区域内にあった農地で、すでに除外されている農地ではありませんが、その除外申請時と農地転用申請時では内容が変化しています。

書類不備などなく、可決相当ではあると思われるが、農用地区域除外時と内容が異なる転用申請になっていることで、意見書に書き加えが必要であると思います。

以上で説明を終わります。

議長

1番委員ありがとうございました。

パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。

他に何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第155号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第155号は可決致します。

次に進みます。

議長

議案第156号 非農地証明願について
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第156号 非農地証明願について
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されたので、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数6件です。

番号1番 願出人:所有者同

申請農地:北里325 登記、畑 面積721㎡

北里449-1 登記、畑 面積784㎡

北里489 登記、畑 面積906㎡

北里490 登記、畑 面積87㎡ 合計2,498㎡

申請要旨:昭和63年ごろから長い間放置されており、雑草・雑木が生い茂り畑として使用することが困難である。

所有者:大阪府在住S氏

添付資料説明

番号2番 願出人:読谷村在住U氏

申請農地:大浜585 登記、畑 面積286㎡

申請要旨:該土地は長い間放置され雑木が繁茂している。

所有者:宜野湾市在住T氏

添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住W

申請農地:北里672-1 登記、畑 面積59㎡

申請要旨:30年以上耕作されておらず、樹木が繁茂している状態。

所有者:本部町在住V氏

添付資料説明

番号4番 願出人:本部町在住Z

申請農地:山里692-1 登記、畑 面積227㎡

山里710 登記、畑 面積658㎡

山里707 登記、畑 面積1,392㎡ 合計2,277㎡

申請要旨:692-1は雑木が生い茂っており、707,710は石が多く畑として不向きなため。

所有者:本部町在住Y氏

添付資料説明

番号5番 願出人:所有者同
申請農地:石川7-1 登記、畑 面積756㎡
申請要旨:長い間放置されていたため、雑草・雑木が生い茂り畑として使用することが困難なため。
所有者:本部町在住A氏
添付資料説明

番号6番 願出人:所有者同
申請農地:嘉津宇220-2 登記、畑 面積865㎡
嘉津宇220-7 登記、畑 面積35㎡ 合計900㎡
申請要旨:元々石が多く畑として不向きであり、周辺に墓もあるため畑として使用することが困難なため。
所有者:本部町在住B氏
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

6番委員 番号1番は雑木が繁茂しており、20年以上放置されていると思われました。
番号2番は、住宅の隣で大木もあり、畑として不向きであると思われました。
番号3番については、面積も小さく、また、大木もあり畑としては不向きであると思われました。
番号4番については、雑木もあり、また石も多い土地であり、畑としての利用は不向きであるようでした。
番号5番については、長い間放置されているような様子で雑木が繁茂していました。
番号6番については、雑木が繁茂していて、また周囲は墓地となっていて畑としての使用は向いていないようでした。

以上で補足説明を終わります。

議長 6番委員ありがとうございました。
パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。
他に何か質問はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

では、議案第156号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第156号は可決致します。

議長 議案第157号 農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積について
議案と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名頂きましたので、説明させていただきます。

議案第157号 農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積について
上記のことについて、農地法第3条第2項第5号及び同法施行規則第17条に基づき、
別段の面積の設定について、農業委員会の可否の意見を求めます。

それでは、1ページ目をお開き下さい。

1. 設定の有無:有
2. 設定区域:町全域
別段の面積;現行40a、見直し後40a
3. 設定方法:農地法施行規則第17条第2項の規定により、設定区域内及び

周辺地域における農地又は採草放牧地の保有及び将来の見通しからみて、新規就農を促進するために
適当と認められる面積とする。

【設定理由】

1. 設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するため(遊休農地率3.96%)
2. 設定区域の位置及び規模からみて、設定区域内において50a未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないため。

添付資料説明。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

年に一回の見直しという事であり、現行通りの別段の面積となりますが、
質問や意見はございませんか。

質問や意見がないようですので進めても宜しいでしょうか。
(異議なしの声あり)

では、議案第157号は提案通り可決してよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとの事ですので、議案第157号は可決致します。

次に進みます。

議長

議案第158号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の
点検・評価(案)について議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議長よりご指名頂きましたので、ご説明させていただきます。

議案第158号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の
点検・評価(案)について、
上記の事について、農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目は農業委員会の状況のため省略。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題 (平成31年4月現在)

管内の農地面積(A) 793.7ha 集積面積(B) 62.6ha 割合(B/A×100)7.89%
課題: 農業従事者の減少、高齢化による耕作放棄地の増加、担い手への農地の利用
集積を図ること。

2 平成31年度の目標及び実績

集積目標① 87.6ha 集積実績② 72.1ha(うち、新規実績9.5ha)

達成状況(②/①×100) 82.3%

評価: 目標には届かなかったが、新規就農者を中心に集積は図ることができた。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

H28年度新規参入者数 3経営体 H29年度新規参入者数 2経営体

H30年度新規参入者数 2経営体
課題: 農地中間管理機構への権利設定

2 平成31年度の目標及び実績

参入目標① 4経営体 参入実績② 3経営体 達成状況(②/①×100) 75%
評価: 目標には及ばなかったが、農地について農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積が少しずつ進んでいる。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題 (平成31年4月現在)

農地面積(A) 793.7ha 遊休農地面積(B) 30.8ha 割合(B/A×100) 3.88%
課題: 不在地主が多く、農地の貸借契約が進まない。

2 平成31年度の目標及び実績

解消目標① 3.0ha 解消実績② 1.1ha 達成状況(②/①×100) 36.7%
評価: 集約化できる面積がなく、目標を達成することができなかった。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題 (平成31年4月)

農地面積(A) 793.7ha 違反転用面積(B) 0.9ha

課題: 農地法及び農振法についての周知不足
特に、駐車場や資材置き場など、その他法令の許可をいらない利用についての農地法等の周知方法についてが課題。

2 平成31年度実績

実績① 0.9ha 増減(B-①) 0ha
新たな違反転用の発生を防ぐことができた。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 19件、うち許可19件及び不許可0件)

事実関係の確認

実施状況 申請書類の確認を行うとともに、3名の農業委員及び事務局職員で現地調査並びに必要なに応じて申請者に対する聞き取りを行っている。

総会等での審議

実施状況 関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。

申請者への審議結果の通知

実施状況 申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数 0件
不許可処分の理由の詳細を説明した件数 0件

審議結果等の公表

実施状況 議事録を作製し、ホームページ等により公表。

2 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 40件)

事実関係の確認

実施状況 提出された申請書や添付書類等により、農業委員及び事務局職員で書類審査及び現場確認を行っている。

総会等での審議

実施状況 農地法並びに、法運用基準等に照らし、事業計画内容や現場の状況等を総合的に判断する。

審査結果等の公表

実施状況 議事録を作製し、ホームページ等により公表。

3 農地所有適格法人からの報告への対応

農業生産法人からの報告について

管内の農業生産法人数 9法人

報告書提出農業生産法人数 7法人

報告書の督促を行った農業生産法人数 2法人

督促後に報告書を提出した農業生産法人数 0法人
報告書を提出しなかった農業生産法人数 2法人
対応方針
未報告の法人については、電話連絡により報告するよう指導する。

4 情報の提供等

賃借料情報の調査・提供

実施状況 調査対象賃貸借件数32件 公表時期 令和2年2月

情報の提供方法:ホームページで公表

農地の権利移動等の状況把握

実施状況 調査対象権利移動等件数91件 取りまとめ時期 作成後随時

情報の提供方法:議事録作製により、ホームページで公表

農地基本台帳の整備

実施状況 整備対象農地面積793.1ha 整備方法 電算システムによる整備

データ更新:利用状況調査結果を踏まえ更新

公表:全国農地ナビにて公表

以上で説明をおわります。

議長

説明が終わりました。

今年度の評価の説明に関して、何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようですので、議案第158号について、この内容でよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議がないという事ですので、議案第158号について、提案通り可決致します。

次の議案に進みます。

議長

議案第159号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議長よりご指名がありましたので、ご説明させていただきます。

議案第159号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

上記のことについて、農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目については農業委員会の状況のため省略。

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題 (令和2年3月現在)

管内の農地面積(A) 793.1ha 集積面積(B) 72.1ha 割合(B/A×100) 9.09%

課題:不在地主が多く存在し、地主と耕作者との相対での貸し借りが多く存在することや貸借契約自体に抵抗がある地主が多く存在する。

議長

2 令和2年度の目標及び活動計画

集積目標 97.1ha (うち新規集積面積 25ha)

活動計画:農地利用集積円滑化団体及び中間管理機構と連携を密にし、担い手への農地集積を進める。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

H29年度新規参入者数 2経営体 H30年度新規参入者数 2経営体

H31年度新規参入者数 3経営体

課題:新規参入者を受け入れする際、条件の良い農地の確保が難しい状況にある。

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標 4経営体

活動計画:農地中間管理機構の制度を活用し、また、人・農地プランの地域話し合いを通し農地の集積・集約化を図る。
青年就農給付金等の新規就農者向けの制度について引き続き周知を図り、農業大学校との連携を強化することで新規参入者を確保する。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題（令和2年3月現在）

農地面積(A) 793.1ha 遊休農地面積(B) 31.4ha 割合(B/A×100) 3.96%

課題:不在村地主が多く、農地の貸借契約が進まない。

2 令和2年度の目標及び活動計画

解消目標 3ha

活動計画:担当地区の農業委員、農地利用最適化委員が担当地区を割り振り調査を行う。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題（令和2年3月）

農地面積(A) 793.1ha 違反転用面積(B) 0.9ha

課題:農地法及び農振法についての周知不足

2 令和2年度活動計画

違反転用を防止するために、8月に町内全域を農業委員、事務局職員で農地パトロールを実施し、農地転用許可権者である県と違反転用是正に取り組む。

広報誌等を活用し、農地法や農振法の周知強化を図る。

説明は以上です。

説明が終わりましたので、審議に入ります。
何か質問や意見がありましたらお願いします。

意見がないようですので次に進めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第159号は提案通り認めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議案第159号について可決と致します。

本日の総会はこちらをもって閉会いたします。

閉会時間 16時20分

議事録署名員 3番 高良 久
5番 大城 綱徹

本部町農業委員会会長
会長 知念 一義